

動き出した仲裁法・ADR法の改正とその背景 ——司法制度改革から20年——

東京大学名誉教授

青 山 善 充

第1 はじめに

現行仲裁法（平成15年法律138号）とADR法、すなわち「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律151号）は、周知のように平成の司法制度改革によって誕生した。それから間もなく20年、いま二つの法律は、大きな改正を迎えようとしている。

それは、単に法令の改正という狭い枠内の事柄ではない。この十数年来の仲裁や調停に関する世界的な動向と、国境を越えたIT（情報技術）・AI（人工知能）の飛躍的進化に対応して、仲裁とADRを含む紛争解決制度全体が、大きな躍進を遂げようとしている姿にほかならない。

筆者は、長く仲裁やADRに関与する機会を与えられてきた。その立場から、その現状および今後について、荒削りのスケッチを試みたい。二つの法律の改正は微妙に関係しあっているが、一応、分けて述べる。

なお、本稿は多くの著書・論文・資料に負うところが多いが、出典の引用は省略させていただいたことをお断りしておきたい。

第2 仲裁法の改正動向とその背景

1 現行仲裁法の制定から今回の改正要綱まで

(1) 現行仲裁法の制定

近代日本における最初の仲裁法は、主として国内仲裁を念頭に置いたドイツ民事訴訟法典（1877年）の中の「仲裁」の規定をほぼ直輸入した、明治23年（1890年）制定の民事訴訟法第8編「仲裁手続」であった。これは、平成8年の現行民事訴訟法の制定の際に、法律名が「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律」と変更されたが、内容的には当初の古色蒼然たる姿で残り、そのことが日本の仲裁の低調な一因と言われ続けた。

2001年（平成13年）6月、司法制度改革審議会は、「国際的動向を見つつ、仲裁法制（国際商事仲裁を含む。）を早期に整備すべきである。」と提言した。これを受けて、司法制度改革推進本部における「仲裁検討会」の討議を経て、第156回国会において新しい仲裁法が制定され（平成15年法律138号）、平成16年3月1日から施行された。これが現行仲裁法である。

これは、内容的には、UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）作成の「国際商事仲裁モデル法（UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration）」（1985

年国連で採択）にかなり忠実に準拠しつつ、形式的には、モデル法の定める国際仲裁のみならず、国内仲裁にも同じ規律を導入した単行法である。

新仲裁法は、旧法から一転し、国際標準に合わせる形で登場した。日本は、戦後比較的早い時期に、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（1958年国連で締結）——ニューヨーク条約——を批准している（昭和36年条約10号）から、新仲裁法とニューヨーク条約とが相まってようやく法制面で世界の主要国と肩を並べることになった。しかし、日本における仲裁事件は、新法制定後も、増える傾向を見せなかった。

（2）仲裁モデル法2006年改訂とそれに対する対応

新仲裁法の制定によって法制面での遅れを取り戻したと思ったのも束の間、その施行から2年後に、UNCITRALは、仲裁廷が発令できる暫定保全措置（interim measures and preliminary orders）（モデル法17条、仲裁法24条）をいくつかに類型化し、それに執行力を与える、等のモデル法改訂を行った（2006年）。そして、モデル法採用国（国内の一部の州が採用している国を含めて、現在80か国余り）の中で、2006年改訂に対応する動きが少しずつ広がってきた（現在、20か国余り）。

これらの情報は、日本商事仲裁協会発行の『JCAジャーナル』や、2004年に設立された仲裁ADR法学会の機関紙『仲裁とADR』などによって、いち早く日本にもたらされたが、これを取り入れて仲裁法を改正しようという機運は、これまで盛り上がりなかった。

ところが、ここへ来て事態は急に動き出した。法制審議会は2020年9月に「仲裁法制部会」（座長山本和彦一橋大学教授）を設置し、約1年の審議を経て、「仲裁法の改正に関する要綱」を法務大臣に答申した（2021年10月21日）。この要綱に基づく仲裁法改正案は、現時点ではまだ国会に上程されておらず、これからの国会の審議についても予断を許されない。ただ、改正の骨格は、要綱によれば、①仲裁廷（仲裁地が国内か否かを問わない）が発する暫定保全措置——係争物に関する仮処分、仮の地位を定める仮処分、仮差押え——について、裁判所の執行決定を得て執行しうるものとする、②仲裁合意の書面性の緩和、③仲裁関係事件の管轄の集中、等である。

いずれも、これが実現すれば、利用者の利便性が増すだけでなく、国際的に見て日本が再び国際標準の仲裁法制を持つことになる。

なお、外国法事務弁護士による国際仲裁・国際調停の代理については、それを拡大・新設する法改正（外弁法7条）が一足早く一昨年実現している（令和2年法律33号）。

2 仲裁法改正動向の背景

（1）「国際仲裁の活性化」のうねり

それでは、このように法改正が急に動き出した背景は何か。一口に言えば、政治・行政・民間挙げての国際仲裁振興に向けた大きなうねりであり、キーワードは「国際仲裁の活性化」である。ここでいう「国際仲裁」は、国際紛争解決制度と同義であって、あえて

「国際調停」を除外するものではない（国際調停については、後に触れる）。

今日、国際取引紛争の解決のメインストリームは、世界的に見て、国別の裁判所による裁判でなく、仲裁機関による国際仲裁である。仲裁先進国と言われる英米仏には古くから著名な仲裁機関が存在し、多数の仲裁事件を扱っている。アジアでも近年、シンガポール、香港、ソウル、北京、上海、クアラルンプール等の仲裁機関が、仲裁による紛争解決件数を伸ばしている。

（2）日本仲裁低迷の原因

これに対して、日本ではこれまで仲裁が低迷し、仲裁後進国と言われてきた。日本の代表的な仲裁機関である日本商事仲裁協会（J C A A）の扱う仲裁事件は、年間10数件に過ぎない。古臭い仲裁法がその一因とされてきたが、新仲裁法の施行後も、事態は変わらなかった（前述）。

このことは、日本企業またはその海外子会社・関連会社が抱える紛争の仲裁を日本国内で行うことができず、遠い欧米またはアジアの諸国の仲裁機関に委ねざるをえないことを意味する。体力のある大企業にとっては、それでもよい。しかし、中小企業にとっては、海外の仲裁機関に出向くくらいなら、不本意な和解でも応じざるを得ない、ということにもなった。

なぜ、そのような状態が長く続いてきたのか。一口に言えば、紛争解決は裁判所に任せればよい、という固定観念に縛られ、仲裁振興を国策ととらえる視点が欠如していたことである。国際取引はビジネスであり、そこから発生する紛争を解決する国際仲裁は、ビジネスを支える基幹インフラである。民間が行うビジネスを国としてサポートするのは、ビジネスの隆盛が国益に適うからである。その理は、それを支えるインフラである仲裁にも当てはまるはずである。しかし、日本ではこれまで、仲裁をそのようにとらえる視点が著しく欠落していた。

そのことが、結果として仲裁法制の立遅れ、国際事件に対応できる仲裁人や代理人の不足、大型の仲裁事件を審理できる専用の施設・設備の不備をもたらし、それがまた跳ね返って日本仲裁の敬遠という悪循環を招来したのである。

（3）国際仲裁活性化に向けた政官民の動き

ところが、ここ数年、長年の積弊を打破しようとする意識とエネルギーが急激に盛り上がり、政治も行政も民間も、国際仲裁の活性化に向けて一斉に動き出した。

（a）まず、政治である。きっかけは、2017年（平成29年）6月1日、自民党司法制度調査会が「『司法外交』の新基軸——5つの方針と8つの戦略」（最終提言）の中で、「アジアNo. 1の『日本国際仲裁センター（仮称）』を設置する」「仲裁事案をわが国に呼び込む」「世界で活躍する国際司法人材を養成する」等の提言を行ったことである。また、これを受ける形で、同年6月9日の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2017」の中に「スポーツ事案を含めた国際仲裁の活性化に向けた基盤

整備のための取組」が重点施策として盛り込まれたことである。「骨太の方針」は、その後も毎年継続して「国際仲裁の活性化」を挙げている。このように政治が動き出した背景に、日本弁護士連合会や日本仲裁人協会による強力なロビー活動があったことを、忘れてはならない。

(b) 行政も同時に動き出した。2017年（平成29年）9月に、内閣官房に「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」（関係府省局長クラスと関係団体）が設置され、各府省が連携して総合的効果的な取組みを推進していくことになった。同会議は、その下に設けた「連絡会議幹事会」（課長クラスと関係団体）が仲裁機関のヒアリング等を経て作成した「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」（中間とりまとめ）を決定した（2018年（平成30年）4月25日）。

この「中間とりまとめ」は、いわば国際仲裁振興のロードマップであり、きわめて重要な文書である。「国際仲裁を活性化することは、国益に資する」との基本認識の下、日本が取り組んでいくべき事項を、①基盤整備に関する取組み（情報の集約共有、人材育成、関連法制の見直し、施設の整備）、②日本企業を当事者とする国際仲裁の活性化（国内外の意識啓発・広報、利用支援策）、③第三国仲裁の活性化（情報の積極的発信、ターゲットを念頭に置いた働きかけ、わが国の強みの摸索）、④政府と民間との連携・協力等、に整理して、それぞれの事項を検討・推進すべき府省名を書き込んである。「連絡会議幹事会」は、年2回程度の会合を開いて、上記の取組みの履行状況をチェックしている。

(c) 最後は、民間の動きである。その中心は、日本に国際仲裁の拠点を作るという国策にタイアップした、一般社団法人「日本国際紛争解決センター」（JIDRC）の設立（2018年2月）とその活動である。私は、設立から本年3月まで、この法人の理事長を務めた。JIDRCの目的は、日本における仲裁、調停その他の裁判外紛争解決手続（仲裁等）の振興である。そのために、①仲裁等の実施に必要な施設の提供、②仲裁等に関する広報や研究、③仲裁等の担い手となる人材育成、等の事業を行っている。誤解のないように断っておくが、JIDRCは、仲裁機関ではない。内外のADR機関に対して審問等の施設を提供すること等を通じて、日本に仲裁事件を呼び込むための拠点であって、それ以上ではない。

JIDRCが施設の提供を事業の柱としたのは、これまで日本には仲裁の審問等のための十分な専用施設がなく、そのことが日本における仲裁不振の一因だった（前述）、からである。現在、東京虎ノ門（虎ノ門ヒルズビジネスセンター、2020年3月から）と大阪中之島（国際会議場グランキューブ大阪、2021年4月から）で、施設提供事業を行っている。折からのコロナ禍で、仲裁人等がフルメンバーで集まる従来型の審問から、全部または一部をオンラインで行う審問方式の採用に伴う機器の整備、証人に対するコーチングの防止等、オンライン審問に伴う新しい問題への対処方針も定めた。

JIDRCの事業は、そのほか、広報活動として、企業向け仲裁の広報、日本の仲裁関係判例の英文による紹介、外国の仲裁機関等との協力協定の締結、人材養成として、模擬仲裁動画の作成、外国の認定仲裁人資格試験の日本における実施、裁判官を対象とする仲

裁の講演、法学部や法科大学院における仲裁の講義、等多彩である。

それらの事業のための資金は、当面、施設提供の対価たる審問室・会議室の利用料収入のほか、法務省を委託元とする2019年から5年間の仲裁振興のための実験的調査研究の受託金（5年間で約7億8千万円）、等があてられている。

3 国際仲裁のさらなる活性化のための課題

日本における国際仲裁の活性化の動きは、緒についたばかりである。それをさらに進展していくための課題を整理しておきたい。

日本に国際仲裁事件を呼び込むためには、外国人（企業・仲裁人・代理人）が、日本——東京や大阪——で仲裁をすることに魅力を感じなければならない。仲裁フレンドリーで国際標準の仲裁法制が整っていること、廉価で機能的な仲裁施設および設備の存在、空港からのアクセスの良さ、経験豊かな仲裁人・代理人候補者が豊富に存在していること、外国語に対応でき、IT機器の運用に習熟した有能なスタッフ、安全で快適に滞在できるホテル、都市としての魅力・市民のホスピタリティ、等々である。

これらは、国または都市の総合政策の問題でもあって、一部の法曹や仲裁関係者の努力だけでは達成できない課題ばかりである。政府として、「骨太の方針」、「中間とりまとめ」で一挙に盛り上がった国際仲裁活性化のうねりを一時のブームで終らせることなく、その熱量を増やしつつ継続的に推進していく必要がある。仲裁人材の育成や専用施設の高度化も、JIDRCを初めとする仲裁業界の自助努力だけでは限界があるから、その財政面の支援も含めて、政府が経済界とも連携して取り組んでほしい。

民間としては、JIDRCと日本商事仲裁協会を初めとする仲裁機関とが連携して、仲裁利用者のために日本仲裁の利便性を向上させ、外国の仲裁機関、仲裁人・代理人のサークルに、日本の仲裁の魅力をアピールし続ける必要があるだろう。

第3 ADR法の改正動向とその背景

1 ADR法の制定から現在まで

(1) ADR法の制定とその特徴

「調停」と言えば「民事調停」「家事調停」と思うほど、日本では裁判所の調停が歴史的に定着し、受理件数も多い（2018年で、民事調停・家事調停合わせて年間20万件弱）。しかし、行政や民間も、ADR法施行以前から、関係する紛争について訴訟以外の方法での解決方法として、調停を行ってきた（「あっせん」「和解の仲介」などの名称も用いられる）。行政が設営するものとして建設工事紛争審査会や公害等調整委員会、民間が行うものとして交通事故紛争処理センター、弁護士会仲裁センター、自動車製造物責任相談センター、などであった。

これに対して、諸外国では、裁判所に附属する調停は例外で、民間ビジネス型の仲裁や調停が発展してきた。とくに、アメリカでは1980年代の訴訟事件の増大に伴う時間と費用の増大が、急速にADR（裁判外紛争解決手続）を拡大させてきた。その頃から日本

でもADRという言葉が使われ始めた。

こうした状況の中で、司法制度改革審議会は「ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべきである。」との提言を行い、これを受けて、司法制度改革推進本部における「ADR検討会」の討議を経て、第161回国会で成立したのが、ADR法であった（平成16年法律151号、平成19年4月1日施行）。

その内容は、ADRの一般法としてADRの基本理念、国等の責務を定めるとともに、民間ADRについて法務大臣による認証制度を導入して、ADR事業者およびその事業につき必要な基準を示し、その基準をクリアしたとして認証を受けたものについて時効の完成猶予等の法的効果を与えるものである。その特徴は、諸外国に例のない認証制度を導入したことであるが、認証を受けるADR機関の事務的負担に比べてその享受する法的効果が少ない、等の批判を受けてきたところである（全34条のうち認証に関する条文が20条）。

（2）ADR法施行後の状況——各種ADRの誕生とその連携——

ADR法が施行されると、各地で法務大臣による認証ADR事業（いわゆる「かいけつサポート」）が始まった。その取り扱う紛争は、事業者の専門性に応じ、民事一般、商事紛争、労働関係、下請け、土地の境界、マンション、製造物責任、金融商品、外国人職場環境、留学、事業再生、自転車事故、知的財産、スポーツ、医療、家庭、相続等、多種多様である。認証ADR事業者の数は、現在、全国で160を超え、立法時の予想よりかなり多い。これは、認証を受けることによる知名度・信用力の向上（お墨付き効果）によるところが大きい、と思われる。ただ、年間取扱件数という点では、認証ADR全体として年間1000件から1600件程度で推移し、事業者ごとのばらつきが大きい（年間取扱件数5件以下の事業者の割合が7割を超える）。

2010年（平成22年）10月から、認証ADRとは別の枠組みとして、「金融ADR」が始まった。金融トラブルの増加という背景の下、金商法等の改正（平成21年法律58号）により、個々の金融機関とその顧客とのトラブルを、銀行・生保、損保、証券等の業態ごとに設立し、内閣総理大臣の指定を受けた「指定紛争解決機関」が解決する仕組みである（現在までに8機関が指定されている）。金融ADRの対象はB to Cの紛争であり、事業者側に手続応諾義務、資料提出義務、事業者が特別調停案を受諾しない場合の提訴義務を片面的に課すなど、一般法たるADR法と比べて強い効力が定められている。取扱件数もきわめて多く、和解率も高い。

さらに別の枠組みとして、産業競争力強化法（平成25年法律98号）によって創設された、再建型私的整理ともいうべき「事業再生ADR」にも触れておく。事業再生ADRを主宰するのは、ADR法の認証に加えて経済産業大臣の認定を受けた「特定認証紛争解決事業者」である（この認定を受けているのは、現在、事業再生実務家協会のみ）。この主宰者が、債務者（企業）からの申請を受けて、債権者に対してその権利行使等の「一時

停止」を通知したうえで、債権者会議を開き、事業再生計画案につき全員の同意を得て私的整理を成立させるというスキームである（利用実績は、制度発足から2020年3月までに81件（253社）の利用申請があり、このうち55件（210社）が債権者全員の賛成で成立した、とのことである）。因みに、昨年の法改正で、全員の同意が得られない場合でも、債権額で5分の3以上の賛成が得られたときは、簡易再生（民事再生法211条）へ移行して、計画案を成立させることができることとなった（産業競争力強化法65条の2から65条の6までの追加）。

行政型ADRとして注目されるのは、原子力損害賠償ADRである。2011年の東日本大震災に伴う福島第一原発事故による住民や企業の被害を簡易迅速に和解によって救済するシステムとして広く注目を集めるとともに、一定の統一的基準に基づく和解案を不服とする裁判所への提訴が次々と報じられ、ADRと裁判の関係について新たなページを開きつつある。

このように、ADR法施行後、様々なADR事業が立ち上がった。そこで、これらの事業者相互の連携を図り、ADRをさらに拡充・活性化することを目的として、2010年（平成22年）2月に、一般財団法人「日本ADR協会」（JADRA）が設立された。これは、ADR事業者その他ADRに関連する団体および個人が参加した民間団体であり、ADRに対する国民の理解と信頼を醸成し、ADR制度の改善や振興を図るために、シンポジウムの開催、意見書の公表、その他の事業を活発に行っている。とくに二度にわたり（2012年4月、2018年4月）、ADR法制の改正を具体的に提言したことは、貴重である。

（3）ADR環境の変化——国際調停の発展とITの進化——

ADR法施行から現在までの十数年間に、ADRを取り巻く環境に二つの大きな変化が生じた。一つは、紛争解決制度における国際調停の著しい発展であり、もう一つは、グローバルな傾向としてのITの飛躍的進化である。

（a）国際調停は、国際仲裁とともに国際取引紛争を解決する手段であるが、従来、国際仲裁の陰に隠れた存在であった。しかし、近年、仲裁の重厚化・複雑化に伴う時間とコストを改善するものとして、調停が世界的に注目されるようになった。2002年のUNCITRAL「国際商事調停モデル法（UNCITRAL Model Law on International Commercial Conciliation）」——調停の開始から終了までのモデルを定めたもの——の採用国も、20か国を超えた（日本は未採用）。

ただ、調停は、仲裁と異なり、当事者間に和解が成立しなければ紛争が終結せず、また和解が成立しても執行力がない、という弱点があった。前者については、調停が不調に終わると仲裁に移行するような実務の工夫（Med-Arb）が編み出された。後者については、2018年12月に締結された「国際的調停による和解合意に関する国連条約」——シンガポール条約——によって、和解合意に執行力が与えられることとなり、同時にモデル法にも同じ改訂が施された（UNCITRAL Model Law on International Commercial Mediation and

International Settlement Agreement Resulting from Mediation(2018))。シンガポール条約は、2020年9月に発効した（日本は、未加盟）。

日本でも、こうした動きと対応して、日本仲裁人協会により、その下部組織として、2018年11月に「京都国際調停センター」（JIMC）が設立された。同志社大学に本拠を置きつつ、広くオンラインでの手続に対応できる体制と内外の著名な調停人候補者を備えて、事業を行っている。

(b) この十数年のITの進化は凄まじく、日本はそれへの対応が立ち遅れた。特に司法分野がそうであり、世界銀行ビジネス環境ランキング（Doing Business）2017年版では、「契約執行（裁判所手続）」の項目がOECD加盟35か国中23位（世界190か国中48位）、という不名誉な評価を受けた。

そこで、法務省は、まず民事訴訟法のIT化に着手した。事前に二つの検討会の準備的検討——①裁判手続等のIT化検討会の報告書「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ（「3つのe」の実現に向けて）」（2018年3月）、②民事裁判手続等IT化研究会報告書「民事裁判手続のIT化の実現に向けて」（2019年12月）——を行い、2020年6月から法制審議会「民事訴訟法（IT化関係）部会」（座長山本和彦一橋大学教授）において、約1年半の審議を経て、民事訴訟法等の改正要綱を決定し、法務大臣に答申した（2022年2月14日）。それを受けて、政府は現在、第208回国会に「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を上程したところである〔この法律案は成立した。令和4年5月25日法律48号〕。

これに続き、法制審議会は、他の手続法分野について、2022年4月から、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会」（座長山本教授）を設け、審議を始めたところである。

それでは、ADRの分野はどうか。世界のADRは、ここ数年、ITやAIの進化に対応して、対面による調停からオンラインでの調停へ発展してきた。折からの新型コロナ・パンデミックがこの傾向に拍車をかけた。「ODR」（オンライン紛争解決）」という言葉もごく一般的になってきた。

ただ、一口にODRと言っても、様々な段階のものがありうる。従来の対面調停をオンラインに代えるだけのものから、事前に紛争類型等を特定して解決システムを開発し、それに従ってサービスの提供を行うプラットフォームをオンライン上に用意し、そこへ利用者がアクセスして手続実施者を間に挟んで相手方とやり取りして和解合意に達するもので、多様である。

オンラインだけで完結するODRなら、スマホ一つありさえすれば誰でもどこからでも紛争解決手続を利用しうるから、利用者の利便性を高めるだけでなく、これまで法的サービスを受けられなかった層に対しても、正義へのアクセスを開くことになる。アメリカやEUにおけるプラットフォームを用いたODRの成功例も、日本に紹介されてきた。また、UNCITRALは、2016年に「ODRに関するテクニカル・ノート」（UNCITRAL Technical Notes on Online Dispute Resolution）を定め、ODRの遵守すべき基

本原則、手続の各ステージの内容（交渉・和解の促進・最終）、ODR事業者・ODRプラットフォーム・手続実施者・当事者の役割を明らかにしている。

ADRのオンライン化は、日本では著しく遅れている。ADR法は手続についてほとんど規定を置いていないから、各事業者の工夫によってテレビ会議等の利用は可能であるが、事業者は一定の事務所を持つことが前提とされ（ADR法11条2項）、プラットフォーム事業者を介在させるODRまでは予想していない。

2 ADR法の改正動向

(1) 改正への準備的検討

このような状況の中で、政府の「成長戦略フォローアップ」（2019年6月21日閣議決定）は、裁判手続等のIT化の推進の一環として「紛争の多様化に対応した我が国のビジネス環境整備として、オンラインでの紛争解決（ODR）など、IT・AIを活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する検討を行い、基本方針について2019年度中に結論を得る。」と宣言した。これを受けて、2019年9月、「ODR活性化検討会」（座長山田文京都大学教授）が設置され、2020年3月16日、「ODR活性化に向けた取りまとめ」を公表した。

続いて、2020年7月17日の「成長戦略フォローアップ」（閣議決定）では、一歩踏み込んで「オンラインでの紛争解決（ODR）の推進に向けて、民間の裁判外紛争解決手続（ADR）における和解合意への執行力付与や認証ADR事業者の守秘義務強化等の認証制度の見直しの要否を含めた検討・・・を2020年度に進める。」ことを明言した。これを受けて、法務省は、2020年10月から「ODR推進検討会」（座長垣内秀介東京大学教授）を設けて、目下検討を続けている。

なお、2020年9月に、日本ADR協会とは別に、一般財団法人「日本ODR協会」が設立され、関係機関との連携を図りながら、わが国におけるODRの健全かつ公正な発展を目指して、各種活動を開始している。

(2) 予定される改正事項とその内容

これまでの記述から明らかなように、ADR法の改正事項として、次の三つが予定されている。①ADRで成立した和解合意への執行力付与、②認証ADR事業者等の守秘義務の強化、③その他ODRの推進に向けた改正、である。このうち、①は、すでに法制審議会「仲裁法制部会」での審議、総会での審議が終了し、先般「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱」が法務大臣に答申された（2022年2月14日）。②③は、まだ「ODR推進検討会」で調査検討中である。

(a) 和解合意への執行力の付与は、ADR法制定当初から課題として意識されていたが、5年後見直しの際（2014年）は時期尚早として見送られた。しかし、「ADR法改正研究会」による改正提案（2013年、『仲裁とADR』9号）や日本ADR協会の二度の提言で、その実現が強く要望されていた。こうした情勢に加えて急遽盛り上がった

シンガポール条約への対応の必要とが相まって、今回、これが改正事項のトップに躍り出たのである。

改正は、法制審議会の上記要綱によれば、二つの法律に分かれる。国際調停における和解合意への執行力付与（シンガポール条約加盟関係）は、新法の制定で対処し、国内ADRにおける和解合意への執行力付与は、ADR法の改正で対応することになっている。内容は、いずれも、当事者の執行受諾合意と裁判所の執行決定を要件とし、一定の執行拒否事由を定めるものである。

(b) 認証ADR事業者等の守秘義務については、ADR法6条14号にADR事業者および手続実施者の秘密保持義務が定められているが、義務違反についての罰則もなく、民事訴訟における証言拒絶権もない。しかし、本格的にODRが導入されると、これに関係する関係者の数も増えることから、システムのセキュリティに加え、当事者の秘密がきちんと保持されることが、安心してADRを利用するために不可欠の条件となる。そこで、ADR事業者等の守秘義務の強化が今回の改正事項に挙げられたが、その内容はこれからの検討に委ねられている。

(c) ODRの推進に向けたその他の事項については、まだ何をどう改正するか、見えてこない。紛争解決プラットフォームを利用したODRが将来日本でも社会実装されることを見据えて、少なくともADR法・法務省令・ガイドラインがその妨げとなることのないよう、規定を整備することが必要と思われる。

第4 おわりに

今回の仲裁法およびADR法の改正の動きは、①国策としての日本における国際仲裁の活性化、②シンガポール条約に象徴される国際調停の隆盛、および、③民事司法（紛争解決）分野へのIT・AIの導入に対応しようとするものである。

二つの法律の改正は、改正それ自体が目的ではない。改正によって、日本における国際仲裁・国際調停が実際に活性化すること、国民にとってより身近で使い勝手のよい裁判外紛争解決制度、裁判と並ぶ魅力的な選択肢が実現すること、そのことこそが目的である。

法律の改正動向とともに、その目的が達成されることを、さらに注視していく必要があるだろう。